

樣式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月10日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	安堵町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.ando.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=3&amp;so_cd2=0&amp;so_cd3=0">http://www.town.ando.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=3&amp;so_cd2=0&amp;so_cd3=0</a>

執行機関名 安堵町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

#### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安堵町就学援助費及び安堵町特別支援教育就学奨励費による援助費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 安堵町就学援助費及び安堵町特別支援教育就学奨励費による援助費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	安堵町就学援助費事務取扱要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、安堵町が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		安堵町就学援助費事務取扱要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	安堵町就学援助費事務取扱要綱第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費又は就学奨励費の助成に係る支給要件の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	安堵町就学援助費事務取扱要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該児童及び保護者その他同一世帯員に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	安堵町就学援助費事務取扱要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該児童及び保護者その他同一世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
備考		